

令和 7 年 4 月 30 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名 小崎 愛子 印

令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

議 員

小崎 愛子

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	125	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	40,430	中予生活と健康を守る会会費、観光議連会費 外
広 報 費	455,070	松山市議会議会報告
広 聴 費	42,093	携帯電話による住民相談などの通信費
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	92,713	パソコン、文具 外
資料購入費	80,881	雑誌購読料、新聞購読料 外
人 件 費	0	
事務所費	433,759	事務所家賃代、事務所電気代 外
合 計	1,144,946	

3. 残 額

79,179 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
8/4	原水禁世界大会(2024年) 参加費	5,000 円		1
8/5	原水禁世界大会(2024年)タクシー代	1,230 円		2
3/31	愛媛女性議員ネットワーク会費(2024年度)	2,000 円		3
9/30	近代史文庫会費(4月~9月分)	3,000 円		4
3/31	近代史文庫会費(10月~3月分)	3,000 円		5
3/31	自治体問題研究会費(2024年度)	3,600 円		6
3/31	国民救援会会費(4月~9月)	1,800 円		7
3/31	国民救援会会費(10月~12月)	900 円		8
9/30	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費	3,000 円		9
3/31	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費	3,000 円		10
8/8	愛媛観光議連研修会駐車場代	400 円		11
3/31	年金者組合会費	3,600 円		12
3/31	松山市平和資料館をつくる市民の会	1,000 円		13
3/31	中予生活と健康を守る会会費(2024年度)	7,200 円		14
8/27	松山市教科書採択委員会駐車場代	600 円		15
3/9	松山市道後温泉まつり参加駐車場代	200 円		16
3/31	国民救援会会費(1月~3月)	900 円		17
		円		
		円		
		円		
合 計		40430 39,530 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 8 月 4 日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	原水爆禁止世界大会 参加費 開催日: 8月4日～5日 場所: 広島県立総合体育館(アリーナ)		
金 額	5,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024年 8 月 4 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収証 2024年8月4日 小崎 愛子 様 ¥5,000 但、原水爆禁止世界大会 広島に参加費として 上記正に領収いたしました 愛媛医療生活協同組合 理事会社保平和委員会			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

債務が最終確定した日（最終の利用日）を記入してください。
（様式7）

県外活動

調査研究視察

報告書

議員名 小崎 寛子



整理番号	1
日程	2024年8月4日(日) ~ 2024年8月5日(月)
目的	原水爆禁止 2024年世界大会への参加
訪問先	広島グリーンアリーナ、平和資料館広島
概要 所見	概要: 8月4日(日) 開会総会 海外代表・全国代表の紹介。被爆者挨拶 政府代表挨拶・政党・国会議員挨拶。 ・核兵器の禁止、核兵器のない世界の実現を ・核保有国と核依存国での取組み ・核兵器禁止条約に参加する日本と一軍の根拠交流 8月5日(月) 平和資料館広島見学 所見: 唯一の被爆国日本が一刻も早く核兵器禁止条約の署名に批准するよう働きかけてほしい。 平和資料館では諸外国の人たち大勢参加見学していた。二度と戦争をしない、平和な日本をつくるために、みんなが運動を頑張っている。

(様式6)

支 出 伝 票 (タクシー)

債務確定日(※) (最終利用日)	2024年 8月 5日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
金 額	1,230	円	月間の支出金額の合計を 記入してください。
特記事項	大会現地から集合場所		
利用日	8月 5日	利用目的 (会合名等)	原水爆禁止世界大会
金 額	1,230	円	
按分率	100	%	利用区間 7/4/24 7/5/24 7/4/24 7/5/24
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)	
金 額		円	
按分率		%	利用区間
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)	
金 額		円	
按分率		%	利用区間
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)	
金 額		円	
按分率		%	利用区間
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)	
金 額		円	
按分率		%	利用区間

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。上記利用のうち債務が最終確定した日（最終の利用日）を記入してください。

世界大会

領収書

毎度ご乗車ありがとうございます。
車両番号 619号
2024年08月05日

乗車料金

¥1230円

立替金

円

上記の通り正に領収致しました。

株式会社観音TAXI

広島市西区観音本町1-22-14

TEL (082) 296-3133

登録番号 T9240001054343 税率10%

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛女性議員ネットワーク会費(2024年度分)		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 8 月 29日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

ご 利 用 控

お取引内容	振込	振込番号	60	取扱番号	156	ご利用年月日	20240829
取組番号	130	銀行番号	210000	口座番号			
万円	五千円	二千円	千円	お取引金額	¥2,000		
デスクリョウ	¥0	お取引後残高					

(10003)							
※即時入金できない場合があります							
ご依頼人コサキ アイコ							
お振込先							
普通							
お受取人エヒメツヨセイキ イソネット							
愛媛女性議員ネットワーク会費							
いつもご利用いただきありがとうございます。							
伊予銀行							
印紙税申告納付につき松山税務署承認済							

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

「えひめ女性議員ネットワーク」規約

第1条(名称) この会の名称は、「えひめ女性議員ネットワーク」とする。

第2条(目的) この会は、女性差別をはじめ、あらゆる差別のない社会を実現する為女性議員同士の情報交換をはじめとするエンパワメントに資する活動を行う。

第3条(活動) この会は、次の目標を達成するために活動を行う。

- (1) 女性ゼロ議会を無くす。
- (2) 議会で女性が活躍できる環境をつくる。(ハラスメント防止、子育て支援など)
- (3) 議会をはじめ、あらゆる意思決定の場に女性が50%を占める社会をめざす。
- (4) 女性に関わる課題の解決に向けて、情報共有し学びの場を持つ。
- (5) 国連の女性差別の解消にむけた取り組みに協働し国際的協調をはかる。

第4条(所在地) この会の事務所を、愛媛県松山市におく。

第5条(会員) この会は、会の目的に賛同した各議会の女性議員、元女性議員、これから議員を目指す女性によって構成される。

第6条(役員) この会には、次の役員を置く。役員は、会員相互の互選により定め、総会あるいは運営委員会で承認する。任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。顧問を置くことも出来る。

- ・代表(若干名)
- ・運営委員(地域性を鑑み、東・中・南予から若干名ずつ選任する)
- ・監査
(顧問)

第7条(任務) 役員の任務は、以下のこととする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を統括する。共同代表の場合は、助け合って任務にあたる。
- (2) 運営委員は、共同代表と連携して会の運営にあたる。
- (3) 運営委員会の中に事務局を置く。
- (4) 監査は年1回会計監査を行う。
- (5) 共同代表が任務を遂行できなくなったときは、運営委員会の決定により運営委員が任務を代行する。

第8条(会議) この会の意思決定は、総会および運営委員会で行う。

- (1) 総会は、運営委員会が招集し、毎年1回開催する。正会員の3分の1の要請により、開催することができる。
- (2) 臨時総会は必要に応じて運営委員会が召集するほか、正会員の3分の1の要請により、開催することができる。
- (3) この会の予算・決算・その他の重要な事項は、総会で審議決定する。
- (4) 運営委員会は、2か月に一度を目途に、必要に応じて開催する。
- (5) 運営委員会は、目的達成の為に必要な事項を審議決定する。

第9条(会計) この会の会計は、会費、寄付金収入、助成金収入、事業に伴う収入、その他の収入を持って構成し、運営委員会がこれを管理する。
(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算などを行う。)
この会の会費は、現職議員は年3,000円とする。その他の会員は、年2,000円とする。

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条 (規約の変更) この規約は、総会において議決を得、変更することができる。

付則

本規約は2024年9月7日から施行する。

変更規約は2025年4月1日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 9月 30 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	近代史文庫会費 (4月～9月分)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	① 500 × 6ヵ月		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 12月 22日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		小崎 愛子 様 No. _____	
金 額		¥ 4,200 -	
内 訳	但 2024年9月～2024.9月 会費 3000円 事務局維持費 1200円		
現 金	✓	2024年12月22日 上記正に領収いたしました	
小 切 手	/		
手 形	/		
消費税額等(%)			
消費税額等(%)			
登録番号		松山市北持田町131-1 愛媛県教育会館内 近代史文庫	
		収入印紙	

GR1620

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

近代史文庫規約

第一章 総則

第1条 本会は近代史文庫と名づける。

第2条 本会の事務室・研究室・資料室を松山市北持田町131-1 愛媛県教育会館内におく。

第3条 本会は会員の共同研究を推進し、研究・教育・社会的実践の進歩に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

イ. 研究会 ロ. 史料収集及び刊行 ハ. 機関誌発行 ニ. 研究図書刊行 ホ. その他必要な事業。

第二章 構成

第5条 本会の趣旨に賛同し、その目的達成のため積極的に共同する熱意を有する者は、会員の推薦により、運営委員会の承認を得て会員になることができる。

第6条 本会に総会・運営委員会及び専門委員会を置く。

第7条 本会に地域研究会を置くことができる。

第三章 総会

第8条 総会は、本会の最高決議機関である。

第9条 総会は年一回開催する。ただし、必要により臨時総会を開催することができる。

第10条 総会は、予算・決算・事業計画・規約改正、運営委員の選出、地域研究会の承認などを行う。

第11条 総会の決議は、出席会員の三分の二以上の賛成による。

第四章 運営委員会および専門委員会

第12条 運営委員は、総会において選出する。

第13条 運営委員の任期は、定期総会より次の定期総会までの一年とする。但し再任することができる。

第14条 運営委員会は、細則の制定・改廃、毎月の予算決算、会員の入会・退会、地域研究会の設置、改廃およびその他文庫運営上必要な事項を審議決定し執行する。但し、運営委員会の決定は、次の総会において事後承認を得なければならない。総会が否認した場合は総会の決議にしたがう。

第15条 運営委員会は次の任務を分担する。代表者1名、副代表者若干名、主事1名、副主事若干名、会計1名、会計監査若干名、その他各専門委員会（担当）を置くことができる。

第五章 会計・監査

第16条 監査若干名を置く。監査は本会の会計と事業を監査する。

第17条 本会運営の経費は、会費・寄付金および借入金をもってこれにあてる。

第18条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第19条 会費は月額一口500円とする。会館維持費は月額200円とする。

第六章 休会・退会

第20条 会員としての活動を一時休止する場合は、運営委員会に申し出て休会とする。

第21条 本会の会員を辞するときは、運営委員会に申し出ることとする。

第22条 会員で会費滞納が24ヶ月におよぶときは、運営委員会の議を経て退会したものとみなす。

補則 この規約は、2019年4月27日より施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年 3月 31日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	近代史文庫会費 (10月～3月分)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	① 500×6ヵ月		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2025年 4月 2日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		小崎愛子 様		No. _____	
金 額		¥ 5,500			
内 訳	入金 2024.10月～2025.3月 5000円 入庫近代史研究 但 手配代行 1200円 288 1300円 2025年 4月 2日 上記正に領収いたしました				
現 金	✓				
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額等(%)		松山市北持田町131-1 愛媛県教育会館内			
消費税額等(%)		近 代 史 文 庫			
登録番号		GR1620			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

近代史文庫規約

第一章 総則

第1条 本会は近代史文庫と名づける。

第2条 本会の事務室・研究室・資料室を松山市北持田町131-1愛媛県教育会館内におく。

第3条 本会は会員の共同研究を推進し、研究・教育・社会的実践の進歩に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

イ. 研究会 ロ. 史料収集及び刊行 ハ. 機関誌発行 ニ. 研究図書刊行 ホ. その他必要な事業。

第二章 構成

第5条 本会の趣旨に賛同し、その目的達成のため積極的に共同する熱意を有する者は、会員の推薦により、運営委員会の承認を得て会員になることができる。

第6条 本会に総会・運営委員会及び専門委員会を置く。

第7条 本会に地域研究会を置くことができる。

第三章 総会

第8条 総会は、本会の最高決議機関である。

第9条 総会は年一回開催する。ただし、必要により臨時総会を開催することができる。

第10条 総会は、予算・決算・事業計画・規約改正、運営委員の選出、地域研究会の承認などを行う。

第11条 総会の決議は、出席会員の三分の二以上の賛成による。

第四章 運営委員会および専門委員会

第12条 運営委員は、総会において選出する。

第13条 運営委員の任期は、定期総会より次の定期総会までの一年とする。但し再任することができる。

第14条 運営委員会は、細則の制定・改廃、毎月の予算決算、会員の入会・退会、地域研究会の設置、改廃およびその他文庫運営上必要な事項を審議決定し執行する。但し、運営委員会の決定は、次の総会において事後承認を得なければならない。総会が否認した場合は総会の決議にしたがう。

第15条 運営委員会は次の任務を分担する。代表者1名、副代表者若干名、主事1名、副主事若干名、会計1名、会計監査若干名、その他各専門委員会（担当）を置くことができる。

第五章 会計・監査

第16条 監査若干名を置く。監査は本会の会計と事業を監査する。

第17条 本会運営の経費は、会費・寄付金および借入金をもってこれにあてる。

第18条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第19条 会費は月額一口500円とする。会館維持費は月額200円とする。

第六章 休会・退会

第20条 会員としての活動を一時休止する場合は、運営委員会に申し出て休会とする。

第21条 本会の会員を辞するときは、運営委員会に申し出ることとする。

第22条 会員で会費滞納が24ヶ月におよぶときは、運営委員会の議を経て退会したものとみなす。

補則 この規約は、2019年4月27日より施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年 3月 31日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	自治体問題研究会費 (4月～3月)		
金 額	3,600 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 5月 15日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No.	
小崎 愛子 様		登録番号	
金 額	¥ 3 6 0 0 -		
但	2024年度会費として 2024年 5月 15日 上記正に領収いたしました		
内 訳			
現 金			
小 切 手	/		
手 形	/		
税率	金額 (税抜・税込)		
%	消費税額等		
税率	金額 (税抜・税込)		
%	消費税額等		
収入印紙		愛媛県松山市三番町8丁目10番2号 愛媛県自治体問題研究所	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛県自治体問題研究所規

約

1. 名 称

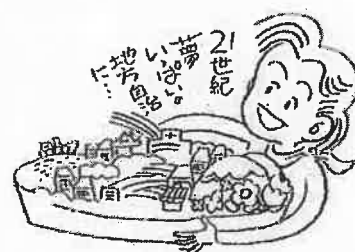
第 1 条 この研究所は「愛媛県自治体問題研究所」といい、事務所を松山市におく。

2. 目的および事業

第 2 条 この研究所は、主として愛媛県内の自治体問題、労働問題および地域問題に関する調査・研究活動を通じて、労働運動の発展および民主的自治体の確立と推進に寄与することを目的とする。

第 3 条 この研究所は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行なう。

- 1—自治体問題、地域問題に関する調査、資料の蒐集および研究活動
- 2—労働運動の発展と県民生活の向上に役立つ政策立案、提言活動
- 3—機関誌の発行およびその他の出版事業
- 4—研究会、討論集会、講演会の開催
- 5—民主的自治体の確立と推進を志向する運動への支援活動
- 6—各地の自治体問題・労働問題研究組織等との連携活動
- 7—その他目的達成に必要な事業



3. 会 員

第 4 条 この研究会は、第 2 条の目的に賛同する個人および団体をもって組織し、会員の区分はつぎの通りとする。

- 1—個人会員 2—団体会員 3—賛助会員

第 5 条 会員は研究所が行なう諸事業に参加でき、すべての成果を活用する権利を有するものとする。
会員は所定の会費を納入し、機関誌の配布を受ける。

4. 機 関

第 6 条 この研究会につぎの機関をおく。

- 1—会員総会 2—理事会 3—常任理事会

第 7 条 会員総会は第 4 条に定める会員をもって構成される最高決議機関である。ただし、団体会員については加入数 1 口につき 1 名の代表を総会におくことができる。

会員総会は年 1 回理事会の招集によって 5 月に開く。ただし、理事会が必要と認めた場合には、臨時に会員総会を開くことができる。

会員総会では年間事業計画および予算、決算、役員、会費の決定を行なう。

第 8 条 理事会は理事をもって構成され、総会より付託された事項、人事その他必要と認める事項の審議・決定を行なう。

定例理事会は年 2 回理事長の招集によって開く。ただし、理事長が必要と認めた場合には、臨時理事会を開くことができる。理事は、理事長が主宰する。

第 9 条 常任理事会は理事長、副理事長、事務局長および研究委員長、その他をもって構成し、日常業務の

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年 9月 30日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	国民救援会会費 (4月～9月)		
金 額	1,800 円	按分率	100 %
特 記 事 項	@300×6か月		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024年 7月 10日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		1. 崎 受 子 様		No. _____	
金 額		1800			
内 記	但 2024年4月～2024年9月17日				
現 金	2024年 7 月 10 日 上記正に領収いたしました				
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額等(%)					
消費税額等(%)					
登録番号		〒791-0211 愛媛県東温市見奈良1433-1		収入印紙	
		日本国民救援会愛媛県本部			
		TEL・FAX(089)964-9166			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

日本国民救援会

国民救援会とは

日本国民救援会は、1928年4月7日に結成された人権団体です。戦前は、治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件・冤罪事件・国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で100件を超える事件を支援しています。

国民救援会のとりくみ

- 言論・表現の自由を守るとりくみ
- 冤罪犠牲者を救うとりくみ
- 労働者・市民の権利を守るとりくみ
- 憲法改悪、悪法阻止のとりくみ
- 遺志を継ぐ合葬追悼運動

国民救援会の組織の概要

国民救援会は、人権団体としては、国内ではもっとも長い歴史（1928年創立）をもち、多くの会員（約43300会員）を擁する組織です。中央本部が東京に置かれ、47都道府県に各地方本部が組織されています。そのもとに、約440の市区町村・郡を単位とした支部が、また地域・職場・学校などに1200の班がそれぞれ組織されています。

国民救援会の運動の目的を規定した「国民救援会のすすむ道（綱領）」（2006年採択）と、組織の運営などを規定する「日本国民救援会規約」（2006年採択）にもとづいて運動をすすめています。

国民救援会の歴史

戦前、千葉・野田醤油争議の弾圧犠牲者の救援活動をきっかけに設立。その後、治安維持法によって弾圧された人々の救援活動に奔走しました。

戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を新たな指針に、大衆的裁判闘争によって松川事件などに勝利し、権力の謀略を暴き、責任を断罪する成果を勝ち取りました。この経験を活かし、国公法弾圧事件や公選法弾圧事件などの裁判闘争と、弾圧を許さないための活動にとりくみ、人権と民主主義のセンターとしての役割を果たしています。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 6月 31日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	国民救援会会費(10月~12月)		
金 額	900 円	按分率	100 %
特 記 事 項	@300×3か月		

領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 12月 3日
----------------	-------	--------------

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		小嶋 愛子 様		No. _____	
金 額		900			
内 記	但	2024年12月3日 2024年12月3日			
現 金		2024年12月3日 上記正に領収いたしました			
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額等(%)					
消費税額等(%)					
登録番号		〒791-0211 愛媛県東温市見京町438-1 日本国民救援会愛媛県本部 TEL・FAX(089)9643165			
		収入印紙			
		GR095224			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

日本国民救援会

国民救援会とは

日本国民救援会は、1928年4月7日に結成された人権団体です。戦前は、治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件・冤罪事件・国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で100件を超える事件を支援しています。

国民救援会のとりくみ

- 言論・表現の自由を守るとりくみ
- 冤罪犠牲者を救うとりくみ
- 労働者・市民の権利を守るとりくみ
- 憲法改悪、悪法阻止のとりくみ
- 遺志を継ぐ合葬追悼運動

国民救援会の組織の概要

国民救援会は、人権団体としては、国内ではもっとも長い歴史（1928年創立）をもち、多くの会員（約43300会員）を擁する組織です。中央本部が東京に置かれ、47都道府県に各地方本部が組織されています。そのもとに、約440の市区町村・郡を単位とした支部が、また地域・職場・学校などに1200の班がそれぞれ組織されています。

国民救援会の運動の目的を規定した「国民救援会のすすむ道（綱領）」（2006年採択）と、組織の運営などを規定する「日本国民救援会規約」（2006年採択）にもとづいて運動をすすめています。

国民救援会の歴史

戦前、千葉・野田醤油争議の弾圧犠牲者の救援活動をきっかけに設立。その後、治安維持法によって弾圧された人々の救援活動に奔走しました。

戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を新たな指針に、大衆的裁判闘争によって松川事件などに勝利し、権力の謀略を暴き、責任を断罪する成果を勝ち取りました。この経験を活かして、国公法弾圧事件や公選法弾圧事件などの裁判闘争と、弾圧を許さないための活動にとりくみ、人権と民主主義のセンターとしての役割を果たしています。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 9月 30 日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費(上半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	4月～9月		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024年 5月 23日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6年 5 月 23日

小 崎 愛 子 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年 3月 31日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費(下半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	10月～3月		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024年 11月 14日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6年 11月 14日

小 崎 愛 子 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 原 俊 司

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 8月 8日	整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	栗郷 観光連研修会駐車場代 第30回栗郷果市議会議員		
金 額	400 円	按分率	100 %
特 記 事 項	県民文化会館		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024年 8月 8日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 原本 コピー			
石所公 領 収 証 U 2024年 ...46地 08月08日16:02出 14:03入 駐車料金 円...400円 現金徴収額...400円 石所公 領 収 証 U 2024年 ...46地 08月08日16:02出 14:03入 駐車料金 円...400円 現金徴収額...400円			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年 3月 31日	整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	年金者組合費		
金 額	3,600 円	按分率	100 %
特 記 事 項	年金の改善をはじめとして、社会保障の充実など、高齢者の人々の生活と権利を守るために活動している全国組織		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2025年 3月 26日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

様

No. _____

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

但

組合費

2025年 3月 26日

上記正に領収いたしました

全日本年金者組合松山支部
〒790-0852 松山市石手5-1-26 河野アパート101号室
電話(FAX兼)089-904-8924

収入印紙

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年 3月 31日	整理番号	13															
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費															
使 途 及 び 内 容 等	松山市平和資料館をつくる市民の会会費(2024年度)																	
金 額	1,000 円	按分率	100 %															
特 記 事 項	戦争の悲惨さと平和の尊さ、そして歴史の真実を市民と子どもたちに伝えるため、資料による学習のほか、平和的な情操を養う場として、松山市に平和資料館を実現する活動をしている市民の会。																	
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 12月 8日																
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																		
領 収 証 小崎 繁子様 2024年 12月 8日 <table><tr><td>★</td><td>4</td><td>1000</td></tr></table> 但 2024年会費 上記正に領収いたしました <table><tr><td>内 訳</td><td></td></tr><tr><td>税抜金額</td><td></td></tr><tr><td>消費税額等(%)</td><td></td></tr><tr><td>内 訳</td><td></td></tr><tr><td>税抜金額</td><td></td></tr><tr><td>消費税額等(%)</td><td></td></tr></table> 松山市平和資料館をつくる市民の会 登録番号 55270024				★	4	1000	内 訳		税抜金額		消費税額等(%)		内 訳		税抜金額		消費税額等(%)	
★	4	1000																
内 訳																		
税抜金額																		
消費税額等(%)																		
内 訳																		
税抜金額																		
消費税額等(%)																		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2025年 3月 31日	整理番号	14
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使途及び内容等	中予生活と健康を守る会費(2024年度)		
金額	7,200 円	按分率	100 %
特記事項	@600円×12ヶ月分		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2025年 3月 16日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収証

小山崎

様

No. _____

★

77200.-

但

会計1年分

7年3月16日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

中予生活と健康を守る会

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

全国生活と健康を守る会連合会は、低所得者を中心とする地域住民が団結して、生活と健康、権利の保障を、国や地方自治体、大企業に要求し、人間らしく生きる権利・生存権の保障を確立するために運動する地域組織の全国の連合会です。

私たちは一人ひとりのくらし・健康・住宅・教育・生活環境など、さまざまな要求を実現するために運動しています。

私たちは要求実現のため、会員と読者をふやし、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」地域に班をつくって、家族ぐるみ班にあつまり、みんなが手を取りあって行動します。

私たちは話し合いや学習をおこない、たえず私たち自身の向上のために努力します。

私たちは大企業の横暴を許さず、私たちを苦しめている日米安保条約をなくし、日本の平和と独立・民主主義を守るために行動します。私たちは国政と地方政治の革新をめざすために、民主勢力などと力をあわせて、統一戦線を発展させます。

[このページのトップへ戻る](#)

第一条 名称、所在地

この会は「全国生活と健康を守る会連合会」（略称「全生連」）といい、事務所を東京都内におきます。

[このページのトップへ戻る](#)

第二条 目的

この会は、低所得者を中心とした地域住民の生活と健康、権利の保障を、国や地方自治体、大企業に要求し、実現することを目的とします。

[このページのトップへ戻る](#)

第三条 諸活動

この会は、前条の目的を達成するため、つぎの諸活動をおこないます。

- 1、「生活と健康を守る新聞」および「生活と健康」誌、その他パンフなどの発行
- 2、教育、学習および調査、研究資料の作成
- 3、全国、地方での統一行動および各種会議の開催
- 4、労働組合、農民組織、その他の民主団体などとの共闘
- 5、その他、会の目的達成に必要な諸活動

[このページのトップへ戻る](#)

第四条 組織

1. この会は、全国生活と健康を守る会連合会の規約を承認する都道府県生活と健康を守る会連合会（以下、都道府県組織という）をもって構成します。都道府県組織は、都道府県を単位に生活と健康を守る会を構成団体として組織され、会の目的達成のために活動します。生活と健康を守る会（以下、単位組織という）は、原則として、市区町村

を単位に地域住民を会員として組織し、会の目的達成のために活動します。

ただし、都道府県組織のない単位組織は、この会に直接加盟することができます（以下、直接加盟組織という）。

2. 都道府県組織の要件は次のとおりです。

- (1) 都道府県組織が定めた「単位組織の要件」を満たす三つ以上の単位組織があること。
- (2) 規約をもち、会費が決まっていること。
- (3) 役員会と事務局が確立されていること。

3. 直接加盟組織の要件は次のとおりです。

- (1) 規約をもち、会費が決まっていること。
- (2) 三人以上の役員で役員会が確立されていること。
- (3) 三カ所以上で班ができる会員数（市区で三十以上、町村で十五以上）を組織していること。

[このページのトップへ戻る](#)

第五条 機 関

この会には全国大会、全国理事会、全国常任理事会の機関をおきます。

1. 全国大会

- (1) 全国大会は、この会の最高決議機関で二年に一回、原則として九月に、全国理事会の議を経て会長が招集します。
- (2) 全国大会は代議員と全国役員をもって構成します。全国大会は構成員の過半数の出席によって成立し、とくに定めた事項以外はその出席者の過半数をもって議決します。
- (3) 代議員は、都道府県組織および直接加盟組織によって選出されます。代議員の数は、すべての都道府県組織に均等に配分する数と会員数に応じて配分される数の合計を基準に、直接加盟組織は会員数に応じて配分される数を基準に、別に定める規定により定めます。
- (4) 評議員は、発言権はありますが議決権はもちません。評議員の選出は、別に定める規定によります。
- (5) 全国大会はつぎの事項を審議決定します。大会の運営については、別に定める規定によりおこないます。
 - (一) 経過報告、運動方針
 - (二) 決算・予算
 - (三) 全国役員選出（全国役員の選出は別に定める規定によります）
 - (四) 加盟・脱退

(五) 表彰・処分

(六) 規約の改正（ただし、この事項の議決は出席構成員の三分の二以上の賛成を必要とします）

(七) その他重要な事項

(6) 全国理事会が必要と認めたときは臨時大会を開くことができます。

また、加盟組織の三分の一以上の要求があったときは、臨時大会を開かなければなりません。臨時大会の運営は全国大会に準じます。

2.全国理事会

(1) 全国理事会は、全国大会につぐ決議機関で、全国大会から全国大会までの間、全国大会の決定にもとづき運動方針を具体化します。全国理事会は、年二回以上開き、会長が招集します。

(2) 全国理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、全国常任理事、全国理事で構成し、とくに定めた事項以外は出席者の過半数で決定します。

(3) 全国理事会は、次の事項を審議決定します。

(一) 全国大会の決定にもとづく運動方針の具体化

(二) 全国大会から委任された事項

(三) 全国大会の議案と招集に関する事項

(四) 予算の補正及び暫定予算に関する事項

(五) 諸規定の制定・改廃

(六) 臨時分担金の徴収

(七) 全国常任理事の選出または解任

(八) 全国理事の補充

(九) 加盟・脱退（ただし、この項について次期全国大会の承認を必要とします）

(十) 処分および機関からのひ免

(十一) 表彰

3.全国常任理事会

(1) 全国常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、全国常任理事で構成します。

(2) 全国常任理事会は、全国大会および全国理事会の決定にしたがって会務を執行します。全国理事会の承認のもとに、専門部、各種委員会の設置及び廃止、規則の制定・改廃をおこないます。

(3) 全国常任理事会は、構成員の三分の二以上の出席によって成立し、議決は出席者の

過半数の賛成を必要とします。

- (4) 全国常任理事会は、この会の日常会務を処理するために事務局をもうけ、事務局員は全国常任理事会の議を経て会長が任免します。

[このページのトップへ戻る](#)

第六条 全国役員

この会につぎの全国役員をおきます。

全国役員の任期は次期大会までとし、再選をさまたげません。

なお、全国理事に欠員が生じた場合は、全国理事会の承認を経て補充することができます。ただし、任期は前任者の残任期間とします。

全国理事は別に定める規定により、あらたに選出基準に到達した組織からは補充することができます。

1、会長 一名

会長は、この会を代表し、会務を統括します。

2、副会長 若干名

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは代行します。

3、事務局長 一名

事務局長は、事務局を統括し、会務を処理します。

4、事務局次長 若干名

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があったときは代行します。

5、全国常任理事 若干名

6、全国理事 若干名

7、会計監査 二名

会計監査は、この会の会計を監査し、全国大会に報告し承認をうけます。

[このページのトップへ戻る](#)

第七条 全国活動交流会・地方ブロック会議

全国常任理事会は必要に応じ、全国活動交流会、地方ブロック会議などを開き、経験交流をします。

[このページのトップへ戻る](#)

第八条 表彰、処分

1、表彰

全国理事会が必要とみとめたときは、加盟組織および個人にたいして、全国大会で表彰することができます。

2、処分

- (1) 全国理事会は、この会の規約、運動方針から逸脱し、再三の勧告にもかかわらず指導にしたがわない都道府県組織にたいし、除籍をふくむ処分をすることができます。除籍された組織は財産にたいするいっさいの権利を失います。ただし、処分については全国大会に報告して承認を必要とします。直接加盟組織もこれに準じます。
- (2) 全国理事会は、会の規約、運動方針に違反し、分裂、破かい活動など団結をみだし、あるいは名誉をいちじるしく損ねた役員を機関からひ免することができます。ただし、処分については全国大会に報告して承認を必要とします。
- (3) 処分の対象となった組織および個人に弁明の機会があたえられます。

[このページのトップへ戻る](#)

第九条 財 政

この会の経費は、会費、寄付金などをもってあてます。会計処理については別に定めます。

[このページのトップへ戻る](#)

第十条 会 費

この会の会費は、一会員毎月五十円とします。

[このページのトップへ戻る](#)

第十一条 会計年度

この会の会計年度は、七月一日にはじまり、翌々年の六月末におわります。

[このページのトップへ戻る](#)

第十二条 名誉役員・顧問

この会に、全国理事会の議を経て、名誉役員・顧問をおくことができます。名誉役員および顧問は全国大会に報告します。

付 則

- 1、一九五八年十月二十六日より実施する
- 2、一九六一年三月三日 一部改略
- 3、一九六四年四月二十四日 一部改略
- 4、一九六八年十月二日正 一部改略

- 5、一九六九年九月二十四日 一部改略
- 6、一九七一年九月十一日 一部改略
- 7、一九七二年九月五日 一部改略
- 8、一九七三年九月二十一日 一部改略
- 9、一九七四年九月二十一日 一部改略
- 10、一九七六年九月六日 一部改略
- 11、一九七八年六月二十六日 一部改略
- 12、一九八〇年九月八日 一部改略
- 13、一九八二年六月二十八日 一部改略
- 14、一九八四年六月二十五日 一部改略
- 15、一九八六年九月二十二日 一部改略
- 16、一九九六年七月七日 一部改略
- 17、一九九八年九月二十三日 一部改略
- 18、二〇〇六年九月二十三日 一部改略

ただし、第十一条の三十六期の会計年度は、二〇〇六年四月からはじまり、二〇〇八年六月末におわります

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 8月 27日	整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	松山市教科書採択委員会参加駐車場代		
金 額	600 400 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 8月 27日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
日赤駐車場 立休事前1 領収証 精算機 #06 P 精算No.000166 発券機 #02 発券No.050635 入庫時刻 2024年 8月27日(火) 13:41 精算時刻 2024年 8月27日(火) 15:36 駐車時間 1:55 駐車料金 A料金 600円 ===== 合 計 ※ 600円 現金領収額 600円 お預り 1,000円 お釣り 400円 ※印は消費税率10%対象です。 気をつけてお帰りください。 日本赤十字社 松山赤十字病院 登録番号 T6010405002452			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 2025 年 3 月 19 日	整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市道後温泉祭り行事参加駐車場代		
金 額	200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2025年 3 月 19 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
道後温泉 ご利用ありがとうございました 領 収 証 入車日時 2025年03月19日 10時08分 出車日時 2025年03月19日 11時10分 No.01-000053 券No.01-085936 駐車料金(一般車) 200円 料金計 200円 投入現金 500円 釣銭額 300円 全て消費税10%適用計算 登録番号: T4700150085378 道後温泉コンソーシアム			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年 3月 31日	整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	国民救援会会費 (1月～3月)		
金 額	900 円	按分率	100 %
特 記 事 項	@300円×3か月		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2025年	3月 25日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証 小崎 愛子 様 No. _____

金 額

7 9 0 0

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 2025年 1月～3月まで

2025年 3月 25日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

〒791-0211 愛媛県東温市見島1433-1

日本国民救援会愛媛県本部

TEL・FAX(089)964-9166

収入印紙

登録番号

GR095224

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

日本国民救援会

国民救援会とは

日本国民救援会は、1928年4月7日に結成された人権団体です。戦前は、治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件・冤罪事件・国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で100件を超える事件を支援しています。

国民救援会のとりくみ

- 言論・表現の自由を守るとりくみ
- 冤罪犠牲者を救うとりくみ
- 労働者・市民の権利を守るとりくみ
- 憲法改悪、悪法阻止のとりくみ
- 遺志を継ぐ合葬追悼運動

国民救援会の組織の概要

国民救援会は、人権団体としては、国内ではもっとも長い歴史（1928年創立）をもち、多くの会員（約43300会員）を擁する組織です。中央本部が東京に置かれ、47都道府県に各地方本部が組織されています。そのもとに、約440の市区町村・郡を単位とした支部が、また地域・職場・学校などに1200の班がそれぞれ組織されています。

国民救援会の運動の目的を規定した「国民救援会のすすむ道（綱領）」（2006年採択）と、組織の運営などを規定する「日本国民救援会規約」（2006年採択）にもとづいて運動をすすめています。

国民救援会の歴史

戦前、千葉・野田醤油争議の弾圧犠牲者の救援活動をきっかけに設立。その後、治安維持法によって弾圧された人々の救援活動に奔走しました。

戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を新たな指針に、大衆的裁判闘争によって松川事件などに勝利し、権力の謀略を暴き、責任を断罪する成果を勝ち取りました。この経験を活かして、国公法弾圧事件や公選法弾圧事件などの裁判闘争と、弾圧を許さないための活動にとりくみ、人権と民主主義のセンターとしての役割を果たしています。